

# ガス保安制度の課題への対応について

平成26年5月29日

関西電力株式会社

1. ガス保安制度の課題と解決策
2. 保安水準の維持・向上
  - (1) . 保安実施状況の引継ぎ
  - (2) . 緊急時の対応
3. 小売参入の拡大と需要家選択肢の拡大
4. 解決策を機能させる上で必要な環境整備

# 1. ガス保安制度の課題と解決策

- 当社は、平成14年にガス保安体制を構築し、託送による大口ガス販売を開始したが、現状のガス保安制度には大きな課題があり、今後、家庭用も含め全面自由化された場合において、多数の新規事業者が参入し、需要家の選択肢拡大を図るためには、抜本的な見直しが必要であると考えている。

保安制度の見直しにあたっては、**全て「①新ガス導管事業者が一義的に担う」とするのが適当**

## <全て「①案」とするのが適当である理由>

- **保安水準の維持・向上** ⇒ 3～5 : 需要家に接続する導管から需要家ガス設備まで連続する保安業務を一体的に保安でき、新ガス小売事業者の変更で保安責任者の変更がないため、保安水準の維持・向上が図られる。
- **小売参入の拡大と需要家選択肢の拡大** ⇒ 6 : 小売への新規参入者は、需要家ガス設備に対するガス主任技術者の選任や保安規程の届出等の保安体制構築の必要がないため、参入が容易となり需要家の選択肢が拡大する。保安が一元化され、保安責任者の変更がないため、需要家は安心して新ガス小売事業者を選択できる。

## <「①案」を機能させる上で必要な環境整備>

- 保安業務は、託送サービスと同様に、既存事業者と新規参入者にとってイコールフットとなる共通サービスとして扱われ、新ガス導管事業者が一元的に実施するため、託送制度とともに、より一層の透明性・公平性の確保をしていただく必要がある。 ⇒ 7

## 2. 保安水準の維持・向上

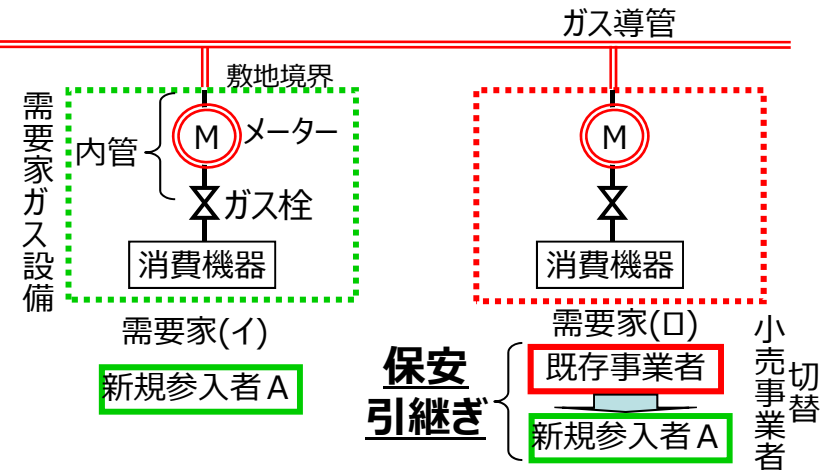
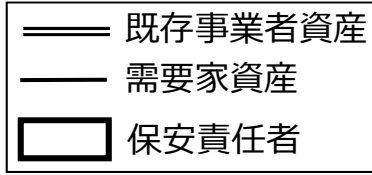
自由化前			
	資産区分	一般ガス事業者	需要家 (メーターは一般ガス事業者所有)
	技術基準適合維持義務等	一般ガス事業者	需要家
	消費機器の周知・調査義務	-	一般ガス事業者
緊急時対応	一般ガス事業者		
①案	資産区分	新ガス導管事業者	需要家 (メーターは新ガス導管事業者所有)
	技術基準適合維持義務等	新ガス導管事業者	需要家
	消費機器の周知・調査義務	-	新ガス導管事業者
	緊急時対応	新ガス導管事業者	
<p>○：新ガス導管事業者が、ガス導管と接続されている末端の消費機器まで一貫して、全ての保安業務を実施する方が、<b>保安レベルの維持・向上が安定的に図れる。</b></p> <p>(※全需要家 [大口・小口] のガス設備の保安を、新ガス導管事業者が一元的に実施)</p>			
②・③案	資産区分	新ガス導管事業者	需要家 (メーターは新ガス導管事業者所有)
	技術基準適合維持義務等	新ガス導管事業者	新ガス小売事業者 (メーターのみ新ガス導管事業者) 需要家
	消費機器の周知・調査義務	-	新ガス小売事業者
	緊急時対応	新ガス導管事業者	新ガス小売事業者 (メーターのみ新ガス導管事業者)
<p>×：ガス導管を保安する新ガス導管事業者と需要家ガス設備を保安する新ガス小売事業者に分かれ、<b>保安責任が分散する。</b></p> <p>×：<b>新ガス小売事業者が頻繁に切替ることで、保安の実施状況の管理が困難となる恐れ</b>がある。</p> <p>(※これらは大口・小口といった需要家の規模によらず共通した問題点であり、現状は新規参入者へ切替している需要家が少ないため、なんとか対応できている状況。)</p>			

# 2 (1) . 保安実施状況の引継ぎ

<現状>

**【需要家ガス設備の保安業務(責任)】**

- (a) 技術基準適合義務等[内管] (点検等)
- (b) 消費機器の周知・調査義務
- (c) 緊急時対応



- 需要家ガス設備の保安責任が需要家になく、需要家において保安に必要な需要家ガス設備の諸情報（ガス配管図面、修理履歴、消費機器一覧 等）の管理が十分されていない。
- また、需要家ガス設備の諸情報を管理している既存事業者から新規参入者への保安引継ぎも担保されていない。

①案	②・③案
<p>○ : <u>新ガス導管事業者</u>が、「ガス配管図面や詳細な修理履歴等の蓄積情報など」の<u>保安に必要な諸情報を一元的に管理</u>。(※)</p> <p>※新ガス導管事業者の保安業務に際して、<u>新ガス小売事業者が納入した消費機器等の情報は、新ガス小売事業者としても積極的に協力</u>していく。</p>	<p>× : 需要家保管の<u>ガス配管図面</u>は、改造等の更新図面の整備が十分ではないため、<u>新規参入者にて新たに作成し直すことが多い</u>。</p> <p>× : <u>詳細な修理履歴等の蓄積情報</u>は、営業情報であり<u>新規参入者への引継ぎはされず、経時的な情報の把握が困難</u>なため、<u>漏洩箇所の早期発見ができない等の問題</u>となる可能性がある。</p>

## 2 (2) . 緊急時の対応

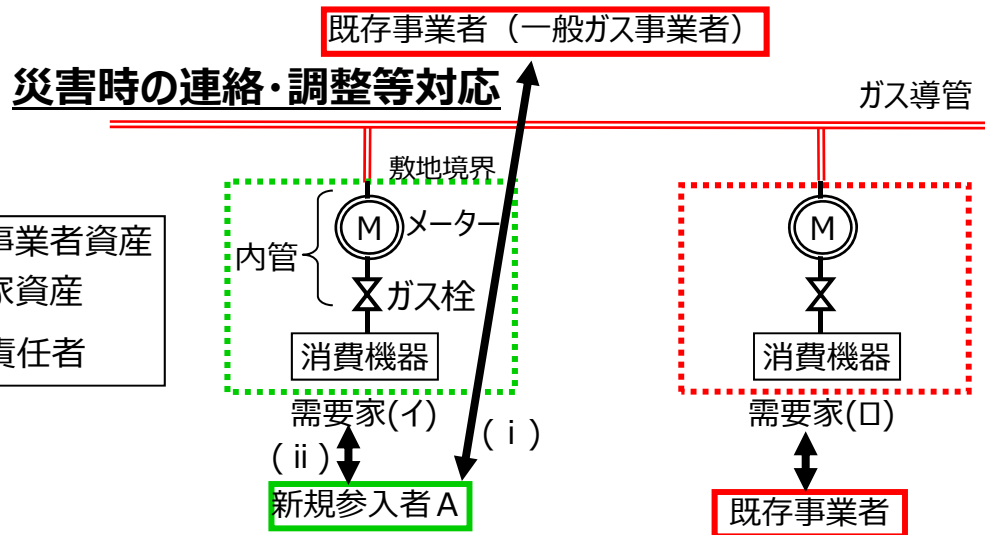
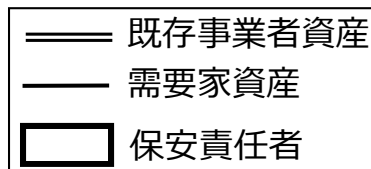
<現状>

【需要家ガス設備の保安業務(責任)】

(a) 技術基準適合義務等[内管] (点検等)

(b) 消費機器の周知・調査義務

(c) 緊急時対応



①案	②・③案
<p>○ : 新ガス導管事業者が一元的に緊急対応を実施するため、<b>迅速な対応が可能</b>。</p> <p>※ <b>緊急時における迅速な対応</b>は、<b>点検や消費機器の周知・調査等による需要家ガス設備の実態把握が</b>あつて<b>できる</b>ため、<b>保安業務の分割対応は困難</b>。</p>	<p>× : ガス漏れの場所が不明な場合や大規模地震による広範囲でのガス供給停止などの緊急対応が必要な場合は、</p> <p>(i) 需要家へのガス供給停止等があるため、<b>委託先の既存事業者で全て対応することはできず、ガス保安責任者である新規参入者との連携・協調が必要</b>となる。そのため、<b>一事業者で対応するより復旧作業や情報連絡が輻輳する</b>。</p> <p>(ii) 作業や情報が輻輳する中で、<b>新規参入者</b>が、委託元の既存事業者と調整を図りながら、需要家にガス供給停止の説明と操作を実施するため、<b>迅速な対応が困難な場合がある</b>。</p>

# 3. 小売参入の拡大と需要家選択肢の拡大

## 【当社における現状のガス保安体制】

- ◇ガス事業を始めるにあたって、電気事業での体制を活用し、供給開始の約2年前からガス保安体制の整備を開始
  - ・ガス保安に必要な工具・車両等の設備手配、教育テキスト・作業手順書の作成 他
  - ・出勤事業所の要員にガス保安に必要な教育・研修訓練を実施：約3ヶ月／事業所（40名程度）
- ◇緊急時対応に備え、24時間対応が必要なため、各所で2名1組のガス保安のための宿日直体制を構築
- ◇出勤事業所14ヶ所、約560名の保安要員(電気側と兼務)にて、57地点の需要家のガス保安を実施(H25/12現在)
- ◇需要家に、既存事業者と同等の保安レベルであることを理解され信頼を得るために、10年以上実績を積み重ねてきた。

●関西の広範囲で電気事業の保安体制を構築している当社においても、ガス保安体制の構築には多大な要員・時間を要したことを考えると、このような体制を有しない新規参入者は相当な負担を強いられ、実質、参入障壁となっている。

①案	②・③案
<ul style="list-style-type: none"> <li>○：<u>新ガス導管事業者が一元的に保安業務を担い、新ガス小売事業者にとって保安体制構築の負担がないため、新規参入は容易で需要家選択肢が拡大。</u></li> <li>○：<u>中立性が担保。</u></li> <li>○：<u>需要家にとって、保安責任者の変更がなく、安心して新ガス小売事業者の選択ができる。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>×：<u>保安委託においても、「ガス主任技術者の選任や保安規程の届出、事故報告等」の体制構築が新ガス小売業者に必要であり、新規参入する上で負担。</u></li> <li>×：<u>競合している既存事業者への保安委託では、不当に高い委託料金設定など中立性が担保されず、公平な競争とはならない。</u>(※)</li> </ul> <p>(※②案においても、厳密な会計分離等がされなければ、既存事業者の小売部門と新規参入者との中立性は確保されない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>×：<u>需要家は、保安責任者の変更があるため、安心して新ガス小売事業者の選択ができない。</u></li> </ul>



## 4. 解決策を機能させる上で必要な環境整備

◇「①案」に変更する場合、保安業務は、託送料金と同様に共通サービスとして扱われるため、

- ・新ガス導管事業者に保安業務を一元化
- ・保安コストが現状の小売部門のコストから導管部門のコストに変更となる。

◇したがって、

- ・保安業務における効率性が必ずしも担保されない
- ・保安業務に関係のない小売部門のコストが保安コストとして導管部門に転嫁されるといった懸念がある。

●したがって、保安業務を共通サービスとして新ガス導管事業者に整理するのに合わせて、託送料金等共通サービスについては、これまでより厳格かつ透明性のある会計分離を行うなど、料金の透明性、公平性の向上を図っていただく必要がある。

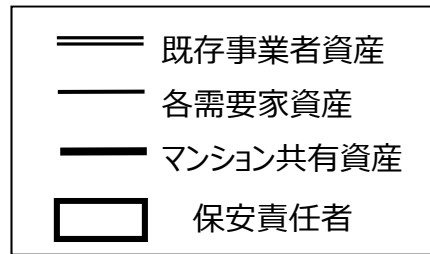
●具体的には、

- ・託送料金等共通サービスが効率化され、料金の低廉化が図られているか
- ・小売部門のコストが導管部門に転嫁されていないか

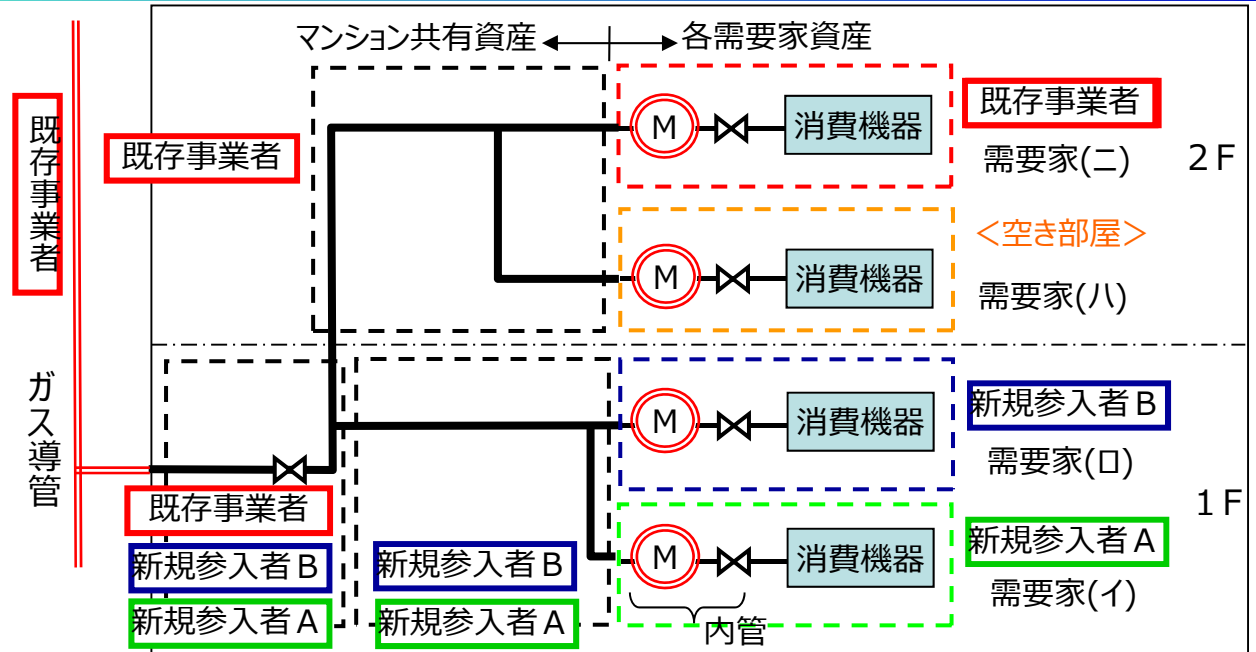
について、新ガス導管事業者自ら対応していただくとともに、監督官庁においてもしっかりと確認していただきたい。



# 【参考 1】 保安水準の維持・向上 <マンション等の保安>



- 【需要家ガス設備の保安業務(責任)】
- (a) 技術基準適合義務等[内管](点検等)
  - (b) 消費機器の周知・調査義務
  - (c) 緊急時対応



①案	②・③案
<p>○ : 新ガス導管事業者が一元的に保安業務を実施するため、右記のような問題は発生せず。</p>	<p>× : <u>マンション等の共有資産である共通ガス配管は、各新ガス小売事業者が重複して保安責任を有することになる。</u>この場合、共通ガス配管の場所(各階等)によっては、保安責任を有する小売事業者も異なることがある。</p> <p><u>共通ガス配管の点検等の保安業務</u>は、新ガス小売事業者間での分担調整が必要となるが、実質は困難であり、<u>重複して点検等を実施</u>することになる。</p> <p>× : <u>共通ガス配管のガス漏れ対応等の緊急時対応</u>においては、<u>複数の事業者が同時に対応することは実質、困難</u>である。</p> <p>× : <u>マンション等の空き部屋に対しては、供給者である新ガス小売事業者が存在しないため、保安責任者が曖昧となる懸念</u>がある。</p>

## 【参考2】大口、小口の保安制度でともに①案が適当である理由

保安水準の維持・向上を確保する上での②・③案の問題点（P 3に記載）

(Ⅰ)ガス導管を保安する新ガス導管事業者と需要家ガス設備を保安する新ガス小売事業者に分かれ、保安責任が分散する

(Ⅱ)新ガス小売事業者が頻繁に切替ることで、保安の実施状況の管理が困難となる恐れがある

○上記(Ⅰ)(Ⅱ)は、**大口、小口といった需要家規模によらず共通の問題点。**

○現行の自由化範囲で、当社が保安を万全に行っているのは、あくまで当社へ切替して頂く需要家が少なかったため、これまで何とか対応してきたのが実情。**全ての大口需要家に対して保安ができるような体制の構築までには至っていない**（※）。

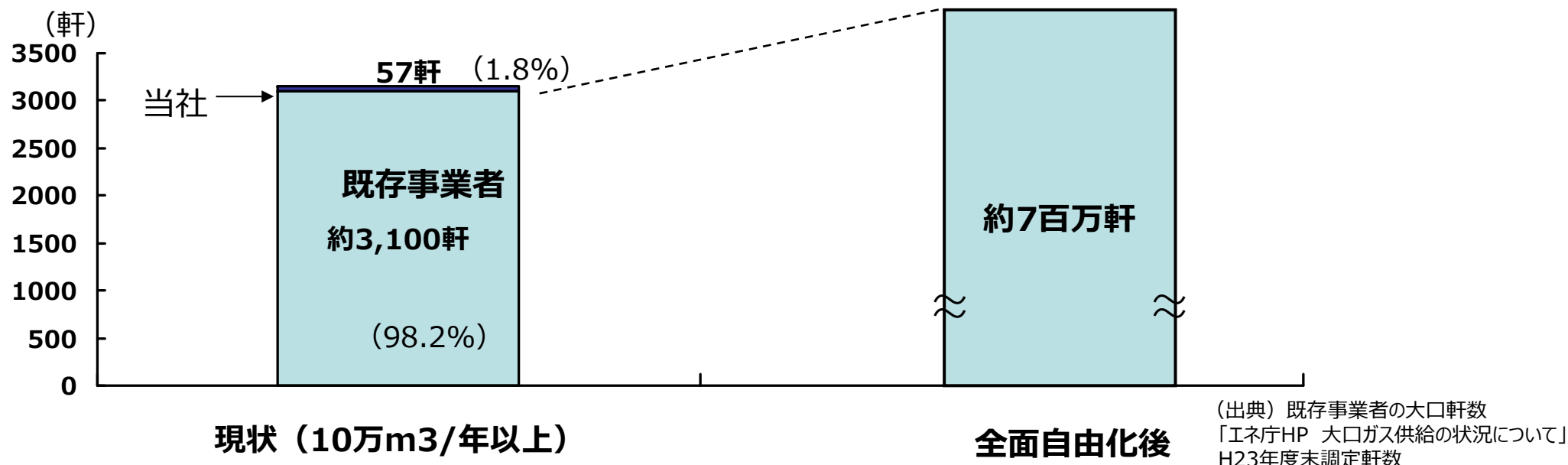
〔※例えば、病院や商業施設等の多数の公衆が利用する大口需要家においては、監督官庁からの通達にもとづき通常より多くの保安要員を要する特別な保安体制が必要となるため、当社でも対応が困難である〕

○電気の保安体制が活用できた当社ですらこのような状況であり、**その他の新規参入者では大口であっても①案でなければ参入は困難。**

○大口の保安責任を新規参入者も含む新ガス小売事業者が負う一方で、小口の保安責任を新ガス導管事業者が負うということは、**保安という公益性の高い1つの業務の中で2つの制度が存在することになり、制度のあり方に統一性がなく、混乱を招くとともに、保安規制上からも問題。**

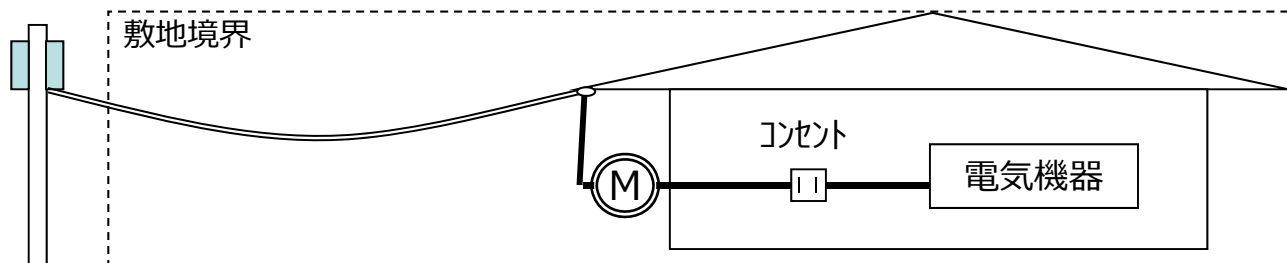
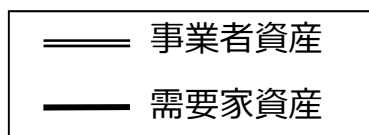
○今回、保安制度を見直すのであれば、**大口・小口を含む全ての需要家に対して、保安レベルの維持・向上や新規参入の拡大による需要家選択肢の拡大が望める①案とするのが適当。**

# 【参考3】 大口のガス保安制度も①案が適当である理由



- 既存事業者の大口約3,100軒に対し、新規参入者である当社は57軒で、保安に関してはシェア2%程度に過ぎず、既に既存事業者が圧倒的なシェアを有している。
- 更に、**既存事業者は小口も合わせ約7百万軒の需要家保安を行っているため、この圧倒的なスケールメリットを活用して新規参入者よりはるかに割安な保安コストで大口需要家保安を行っている。**
- このような状況で、**大口だけ保安責任を新規参入者に残してしまうと、保安コストの面で新規参入者が著しく不利な競争環境は変わらないため、②案により既存事業者に保安を委託することが可能となれば、新規参入者は自ら保安体制は構築せず、既存事業者に保安を委託せざるを得ない。**
- 実質的に、**保安に関しては大口・小口とも既存事業者が全て一元的に行うことになり、大口における②案による委託についても①案と同様の中立性を担保する規制が必要となるため、①案に統一することが適当。**

# 【参考4】 電気事業における保安責任区分



現状

資産区分		一般電気事業者等	需要家 (メーターは事業者所有)
保安責任区分	技術基準適合維持義務等	一般電気事業者等	需要家 (工事は電気工事士に義務)
	一般用電気工作物の調査義務	-	一般電気事業者等(登録調査機関※)

改正の方向性

将来

資産区分		一般送配電事業者等	需要家 (メーターは事業者所有)
保安責任区分	技術基準適合維持義務等	一般送配電事業者等	需要家 (工事は電気工事士に義務)
	一般用電気工作物の調査義務	-	一般送配電事業者等(登録調査機関※)

※一般電気事業者 (一般送配電事業者) 等から委託を受けた場合